

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書

安倍首相の諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）が審議を再開した。安倍首相は安保法制懇に「憲法制定以来の変化を重視し、新しい時代にふさわしい憲法解釈のあり方をさらに検討する」ことを求めている。そして、これまでの政権が憲法上許されないとしてきた集団的自衛権の行使容認に向けて議論が行われている。

従来、内閣法制局長官は、集団的自衛権については、「行使ができないのは憲法9条の制約である。わが国は自衛のための必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」（昭和58年4月、角田内閣法制局長官）とし、憲法上許されないとしてきた。

日本が攻撃されていなくても武力で協力する集団的自衛権の行使容認は、日本を戦争への道に引き込むものである。憲法解釈の変更で違憲の集団的自衛権の行使を認めようというのは、まさに立憲主義の破壊である。

日本国憲法は前文で、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないよう」と述べるとともに、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」「安全と生存を保持しよう」と決意した」としている。世界でも今、戦争ではなく平和的・外交的努力で問題を解決することが流れとなっている。東南アジア諸国連合（ASEAN）では、互恵と紛争の平和的な解決の枠組みづくりが大きく前進してきている。憲法を生かしてアジアと世界の平和に貢献する道をこそ、日本は進むべきである。世論調査でも集団的自衛権行使に反対の声が賛成を上回り、歴代の内閣法制局長官もこれに反対する声を上げている。

よって、国及び政府においては、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認をしないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月26日

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿
参議院議長 山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿
外務大臣 岸 田 文 雄 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会